



商工あみ

URL:<https://ami-shoko.com> E-mail:ami46@peach.ocn.ne.jp

新年明けましておめでとうございます。会員各位におかれましては、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。そして、日頃より商工会事業運営にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響はこれで丸3年となってしまいました。感染者数は増減を繰り返し、未だにコロナ感染の波は読みきれず、国民生活は混乱をしている状況が続いています。また、ロシアとウクライナの戦争についても未だ収束が見えず、世界情勢は不透明な環境に置かれていると言わざるを得ません。その影響は日本経済にも悪影響を与えており、円安や物価高騰は生活にも直接影響を与えています。この様な不確実性の高い世の中で、我々中小企業の経営者達はどう様にして生き抜いてゆけば良いのか、知恵を出し合い乗り越えて行く必要があります。私自身、商工会はその様な会員間の横つながりが大事であると考えており、今後も様々な意見をいただきながら運営を行つて参ります。

今年度事業推進にあたつては事業計画の中で、新型コロナを念頭に置いた運営を計画して参りましたが、10月の商工まつりは慎重な開催判断の結果中止にせざるを得ない状況となりました。また、商品券事業に変わる事業では、より接触機会を減らした「スマホ決済ポイント還元事業」を行いました。今後も商工会事業は、様々な制約の中を開催を考えいかなければなりません。

今後も商工会スローガン「行きます、聞きます、提案します」を掲げ、役職員一同、全力で支援して参りたいと考えております。本年も会員皆様のご理解とご協力、そして様々な新しい形で展開していく商工会事業へのご参加とご協力を宜しくお願ひ申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。本年も宜しくお願いいたします。

A black and white portrait of Shigenobu Saito, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket over a white shirt.

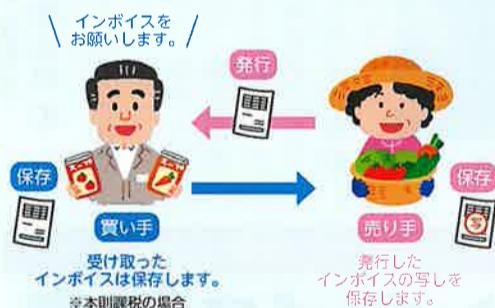
謹んで年頭の御祝詞を申し上げま

まだ間に合うよ！インボイスの発行・登録

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
～登録申請はもう始まっています～

インボイスって何?

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません³⁰⁾。



どんな請求書なの？

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したものになります。

■ インボイス（適格請求書）

請求書

請求書		請求日 2010年9月30日	登録番号 01234-5
(社) ○○○○印中	●年●月分	インボイス登録番号	
●月▲日 △△△△	3,300円	適用税率	
●月■日 □□□□	21,600円	適用税率ごとの 消費税額	
●月▼日 ▽▽▽▽	13,200円		
合計		10,500円	
10%対象	55,000円	内税	5,000円
8%対象	61,560円	内税	4,560円
※以上は消費税対象			

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。(困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます)



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除でできます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除可能
令和8年10月1日～令和11年9月30日	50% 控除可能
令和11年10月1日以降	できません



開会式の写真

昨年6月に開催された県南大会で阿見町商工会青年部は28年ぶりに優勝を果たしました。10月の県大会に向か、部員は何日も練習を重ね、大会一週間前にはライバルである龍ヶ崎市と練習試合を行うなど、一人一人が己を高め、気合十分で大会を迎えるました。当日は商工会の理事等、沢山の応援をいただき、勇気づけられる場面も多くありました。一回戦は坂東市との対戦で13-0、続く二回戦でも14-0で我々青年部は快勝しました。決勝戦は大会前に試合を行つた同じ県南ブルックの龍ヶ崎市。今までの勢いを落と

すことなく12-4
りました。試合後
勝旗、トロフィー^{トロフィー}
を行いました。大
藤会長、千葉町長
に駆けつけていた
だき、優勝の余韻
に浸りました。青
年部では4月にさ
くらまつりを計画
しています。コロ
ナ禍でしばらく開
催できませんでし
たが、今年度は十
分に対策をして開
催していきたと考
えております。





交通事故・不慮の事故を補償します 商工会会員福祉共済

「けが」 掛金	◎傷害プラン：2,000円・3,000円・4,000円 (満6歳～65歳) ○シニア傷害：2,000円 ※傷害ライトプランが 1,000円が追加されました (満66歳～80歳)
------------	--

「病気」 掛金	◎医療特約：1,000円 (満6歳～65歳) ○シニア医療特約：1,000円 (満66歳～74歳)
------------	--

《補償例》 傷害プラン 2000円 の場合	通院 1日あたり3,000円 (3日目～100日目) 入院 1日あたり8,000円 (1日目～100日目) 手術 内容に応じて、20・10・5万円 死亡 800万円～1000万円
--------------------------------	--

詳しいパンフレットを差し上げますので、商工会にお問合せ下さい。

商工会の 福祉共済

12万人以上の皆様に
ご利用頂いています。



従来の「傷害プラン」に
個人賠償責任保険がついて
さらにパワーアップ!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が
生じたとき、最高1億円まで補償!!
しかも、掛金そのまま！

»詳しくは阿見町商工会まで TEL029-887-0552《

「所得税」「消費税」 確定申告の準備はお済みですか？

○地区別相談日

日時	相談地区	
2月9日(木)	湖岸地区	立ノ越、青宿、新町、霞台、廻戸、大室曙、岡崎、中郷東
2月13日(月)	中央地区	中央、若栗、鈴木、三区、中郷西
2月14日(火)	東部・南部地区	竹来、掛馬、島津、上条、追原、塙、君島、大形飯倉、石川、南平台、吉原、福田、小池、寺子上長、実穀
2月15日(水)	北部・西部地区	西郷、阿見台、上郷、一区北、一区南、うずら野荒川本郷、本郷、住吉、一区、二区

※今年初めて消費税申告の方は、2月9日～15日の間に一度ご相談下さい。

※該当地区的日程で都合が悪い方は他の地区的相談日にお越しください。

※コロナ感染症拡大予防のため「マスク着用」「完全予約制」とさせていただきます。
必ず電話(029-8870552)にて、ご予約をお願いいたします。

○相談・申告書提出日

2月16日(木)	佐藤税理士(申告書提出日)／所得税・消費税 個別窓口相談
2月27日(月)	佐藤税理士(申告書提出日)／所得税・消費税 個別窓口相談
3月2日(木)	田村税理士(申告書提出日)／所得税・消費税 個別窓口相談
3月8日(水)	田村税理士(申告書提出日)／所得税・消費税 個別窓口相談

○場所／時間：阿見町商工会2階会議室／午前9時30分～午後4時

○持参するもの：帳簿・各種控除証明、前年度決算書、本年度決算書、申告書

源泉関係書類、消費税の申告用紙、前年度控え

個人番号カード又は通知カード及び運転免許等の本人確認のできる書類の写し

自治金融

資金の種類	融資期間	融資限度額
金利1.03% 設備資金 運転資金	7年以内	1000万円以内

信用保証協会の保証料の給付あり。多くの会員に利用されています。

◆融資あっせん対象◆

※阿見町に1年以上居住又は事業所を構えている方。
※融資の申請時に全ての町税を完納していること。

◆保証人要件◆

法人・・・代表者1名 (代表者以外は原則不要)
個人・・・原則不要

マル経融資

資金の種類	融資期間	融資限度額
金利1.13% 設備資金 運転資金	10年以内 7年以内	2000万円以内

無担保&無保証人(経営改善貸付)

◆融資あっせん対象◆

※経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けている方。
※1年以上町内で事業をしている方。

経営者のための
退職金制度

小規模企業共済

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、
確定申告時に全額所得控除となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます(無担保・無保証人)。
地震、台風、火災等の災害時にも貸付けを受けられます。

廃業時、退職時に共済金を受取れます。

受取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選択。



加入資格等詳細は
ホームページで

専従者・従業員のいる方へ

【年末調整事務個別相談会のご案内】

●開催期間／令和5年1月4日(水)～1月20日(金)

※但し、土曜日・日曜日・祝日を除く

●時 間／午前9時～午後4時

●開催場所／阿見町商工会 電話029-887-0552

【納付期限は1月20日(金)です】

年末調整事務とは、専従者・従業員の1年間の給与を確定させ、源泉徴収票を作り、税務署に源泉所得税を納める事務のことです。

※年末調整は重要な手続きですので期間内に必ず行ってください。

茨城県 事業継続臨時応援金

コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高が減少し、経営環境が特に悪化している事業者を応援するため、臨時応援金を支給します！

支給額 一律10万円(1事業者につき1回限り)

申請期限 令和5年1月31日(火)

申請方法 電子申請又は書面申請

詳細はホームページをご覧ください▶



支給要件

- 申請時において茨城県内に本社・本店を有する法人、又は、県内在住の個人事業者であること
- 令和3年において法人税又は所得税の納税地を茨城県内としていること
- 令和4年の売上高(事業収入)が令和3年の売上高(事業収入)と比較して20%以上減少していること(①1月～10月、②1月～11月、③1月～12月のいずれかの期間で比較)
- 令和3年1月から12月までの売上高(事業収入)が120万円以上であること
- 個人事業者で給与や年金等の収入がある場合、売上高(事業収入)が他の収入以上であること

詳細は、茨城県事業継続臨時応援金相談窓口まで

電話：029-301-2802 (10時～19時) ※12/29～1/3日は除く